

## 第10回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 第7回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和2年5月26日（火）

午後2時30分から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

## ◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
  
- 2 緊急事態宣言解除後の対応について
  - (1) 外出自粛等要請前後における人口変動（主要地点における比較）について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対策の移行について
  - (3) みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）について
  - (4) 緊急事態宣言相談ダイヤルの廃止について
  - (5) 県主催イベント・会議等の考え方について
  
- 3 その他

## &lt; 配 付 資 料 &gt;

- 【資 料 1】 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について（事務連絡）
- 【資 料 2】 外出自粛等要請前後における人口変動（主要地点における比較）について
- 【資 料 3】 新型コロナウイルス感染症対策の移行について
- 【資 料 4】 宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）について
- 【資 料 5】 みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）について
- 【資 料 6】 緊急事態宣言相談ダイヤルの廃止について
- 【資 料 7】 県主催イベント・会議等の考え方について
- 【資 料 8】 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿  
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
仙台市	新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長	會田 義克	

(敬称略)

## 外出自粛等要請前後における人口変動（主要地点における比較）について

データ出典：NTTドコモ/ドコモ・インサイトマーケティング社「モバイル空間統計」

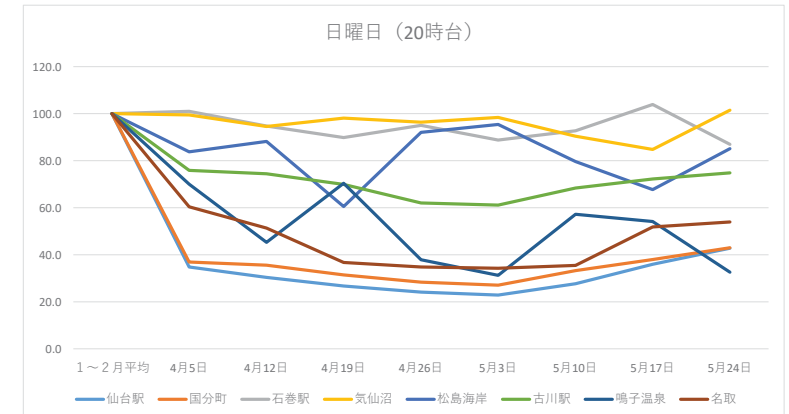
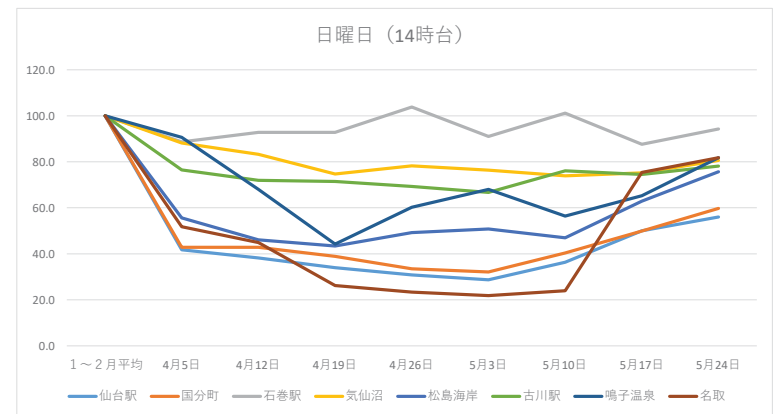
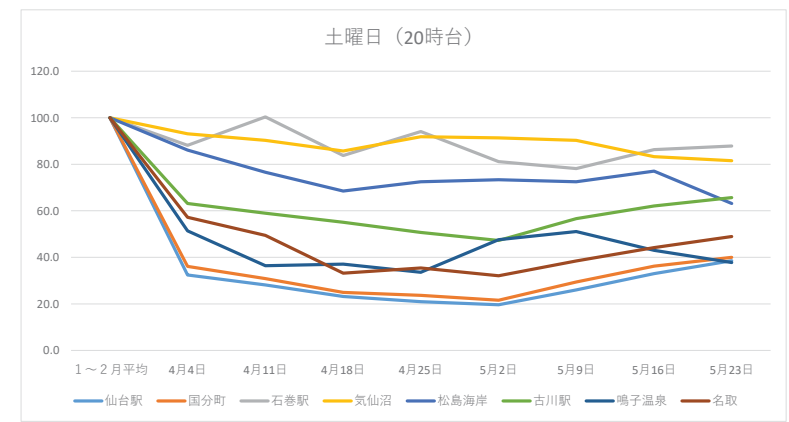
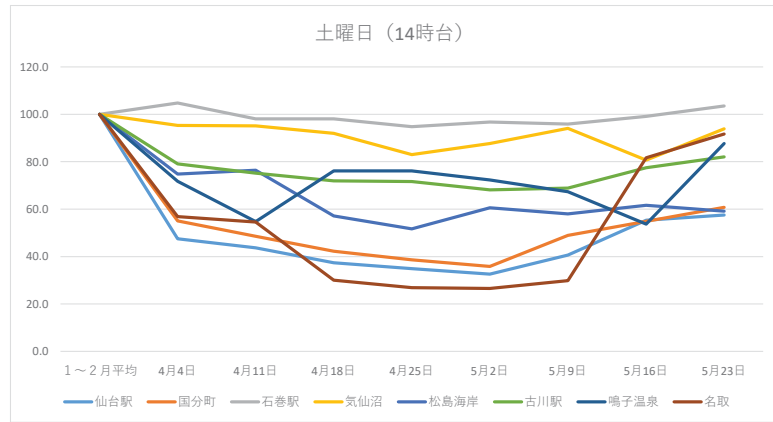
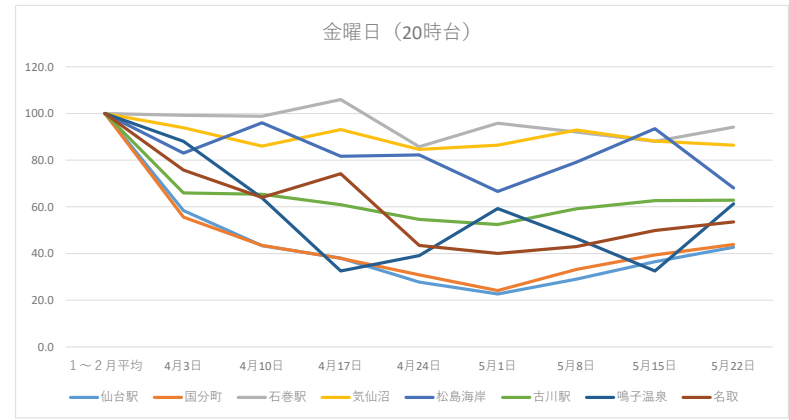
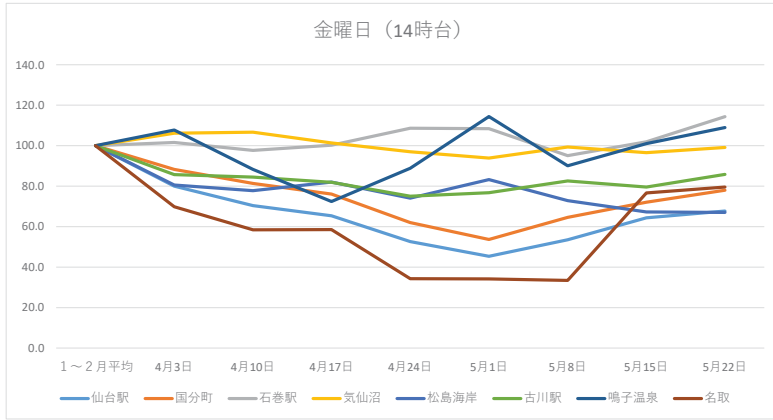
単位：人、%

場所	区分	金曜日			土曜日			日曜日		
		1~2月平均	5月1日	5月22日	1~2月平均	5月2日	5月23日	1~2月平均	5月3日	5月24日
仙台駅周辺	(14時台)	38,522	17,467	26,087	37,020	12,063	21,283	34,825	9,998	19,505
		100.0	45.3	<b>67.7</b>	100.0	32.6	<b>57.5</b>	100.0	28.7	<b>56.0</b>
	(20時台)	30,402	6,892	12,975	26,991	5,299	10,403	20,777	4,748	8,880
		100.0	22.7	<b>42.7</b>	100.0	19.6	<b>38.5</b>	100.0	22.9	<b>42.7</b>
国分町周辺	(14時台)	32,119	17,234	25,064	25,801	9,244	15,680	23,619	7,585	14,124
		100.0	53.7	<b>78.0</b>	100.0	35.8	<b>60.8</b>	100.0	32.1	<b>59.8</b>
	(20時台)	29,126	7,031	12,780	27,000	5,827	10,809	15,730	4,257	6,755
		100.0	24.1	<b>43.9</b>	100.0	21.6	<b>40.0</b>	100.0	27.1	<b>42.9</b>
長町南周辺	(14時台)	6,936	5,219	6,048	8,672	5,537	7,483	9,010	5,398	7,157
		100.0	75.2	<b>87.2</b>	100.0	63.8	<b>86.3</b>	100.0	59.9	<b>79.4</b>
	(20時台)	6,132	5,102	4,992	6,586	5,180	5,195	6,241	5,030	5,141
		100.0	83.2	<b>81.4</b>	100.0	78.7	<b>78.9</b>	100.0	80.6	<b>82.4</b>
泉中央周辺	(14時台)	8,283	5,979	7,405	9,094	5,552	7,375	8,460	5,286	7,316
		100.0	72.2	<b>89.4</b>	100.0	61.1	<b>81.1</b>	100.0	62.5	<b>86.5</b>
	(20時台)	6,975	4,417	5,234	6,591	4,214	5,085	5,897	4,176	4,986
		100.0	63.3	<b>75.0</b>	100.0	63.9	<b>77.2</b>	100.0	70.8	<b>84.6</b>
利府町 (イオンモール 付近)	(14時台)	1,744	1,242	1,626	2,042	1,283	1,752	2,212	1,144	1,743
		100.0	71.2	<b>93.2</b>	100.0	62.8	<b>85.8</b>	100.0	51.7	<b>78.8</b>
	(20時台)	1,004	691	810	1,021	660	749	942	637	665
		100.0	68.8	<b>80.7</b>	100.0	64.6	<b>73.4</b>	100.0	67.6	<b>70.6</b>
石巻駅周辺	(14時台)	1,188	1,288	1,359	660	639	684	643	585	606
		100.0	108.4	<b>114.4</b>	100.0	96.8	<b>103.6</b>	100.0	91.0	<b>94.2</b>
	(20時台)	697	668	657	640	519	562	554	492	482
		100.0	95.8	<b>94.3</b>	100.0	81.1	<b>87.8</b>	100.0	88.8	<b>87.0</b>
気仙沼市 (内湾地区)	(14時台)	852	800	845	559	490	525	525	401	423
		100.0	93.9	<b>99.2</b>	100.0	87.7	<b>93.9</b>	100.0	76.4	<b>80.6</b>
	(20時台)	507	438	438	457	418	373	389	383	395
		100.0	86.4	<b>86.4</b>	100.0	91.5	<b>81.6</b>	100.0	98.5	<b>101.5</b>
南三陸町 (さんさん商店 街)	(14時台)	204	206	160	265	241	262	299	254	468
		100.0	101.0	<b>78.4</b>	100.0	90.9	<b>98.9</b>	100.0	84.9	<b>156.5</b>
	(20時台)	53	54	30	55	39	16	40	31	50
		100.0	101.9	<b>56.6</b>	100.0	70.9	<b>29.1</b>	100.0	77.5	<b>125.0</b>
松島海岸	(14時台)	467	389	313	606	367	358	673	342	509
		100.0	83.3	<b>67.0</b>	100.0	60.6	<b>59.1</b>	100.0	50.8	<b>75.6</b>
	(20時台)	390	260	266	431	316	272	387	369	329
		100.0	66.7	<b>68.2</b>	100.0	73.3	<b>63.1</b>	100.0	95.3	<b>85.0</b>
古川駅周辺	(14時台)	2,136	1,639	1,833	2,072	1,412	1,701	1,891	1,261	1,478
		100.0	76.7	<b>85.8</b>	100.0	68.1	<b>82.1</b>	100.0	66.7	<b>78.2</b>
	(20時台)	2,250	1,180	1,415	2,289	1,082	1,503	1,645	1,005	1,231
		100.0	52.4	<b>62.9</b>	100.0	47.3	<b>65.7</b>	100.0	61.1	<b>74.8</b>
鳴子温泉	(14時台)	164	188	179	183	132	160	181	123	148
		100.0	114.6	<b>109.1</b>	100.0	72.1	<b>87.4</b>	100.0	68.0	<b>81.8</b>
	(20時台)	243	144	149	286	136	108	227	71	74
		100.0	59.3	<b>61.3</b>	100.0	47.6	<b>37.8</b>	100.0	31.3	<b>32.6</b>
名取市 (杜せきのした 駅)	(14時台)	3,010	1,028	2,395	4,338	1,151	3,976	5,141	1,123	4,203
		100.0	34.2	<b>79.6</b>	100.0	26.5	<b>91.7</b>	100.0	21.8	<b>81.8</b>
	(20時台)	1,671	669	894	1,950	626	955	1,725	591	931
		100.0	40.0	<b>53.5</b>	100.0	32.1	<b>49.0</b>	100.0	34.3	<b>54.0</b>
大河原駅周辺	(14時台)	971	931	876	838	806	810	799	864	803
		100.0	95.9	<b>90.2</b>	100.0	96.2	<b>96.7</b>	100.0	108.1	<b>100.5</b>
	(20時台)	1,081	892	998	1,089	899	914	978	888	952
		100.0	82.5	<b>92.3</b>	100.0	82.6	<b>83.9</b>	100.0	90.8	<b>97.3</b>

## &lt;参考&gt;

- 4月 3日：知事・仙台市長共同記者会見「不要不急の外出自粛要請」
- 4月 7日：国の「緊急事態宣言」（7都府県）
- 4月11日：国の「基本的対処方針」改定（繁華街への外出自粛要請を全国に拡大、出勤7割減など）
- 4月16日：国の「緊急事態宣言」対象地域を全国に拡大
- 4月21日：特措法に基づく休業要請を決定（4/25～5/6まで）
- 4月24日：東北・新潟緊急共同宣言
- 5月 5日：休業要請解除を決定（5/7～）
- 5月 8日：東北・新潟緊急共同メッセージ
- 5月14日：国の「緊急事態宣言」解除（本県を含む39県）
- 5月25日：国の「緊急事態宣言」解除（すべての都道府県）

データ出典：NTTドコモ/ドコモ・インサイトマーケティング社「モバイル空間統計」



## 新型コロナウイルス感染症対策の移行について

【これまでの本県の対策】 法的根拠:特措法第 24 条第 9 項に基づく要請 対象期間:5月15日から5月31日まで	【基本的対処方針(5/25)】 根拠:任意の要請 対象期間:5月25日から	【5月26日以降の本県の対策】 根拠:任意の要請 対象期間:5月26日から7月31日まで
	<p>都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね 3 週間ごと(例えば、①6 月 18 日までの 3 週間程度、②その後の 3 週間程度、③②の後の 3 週間程度)に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>① (5/25~)6/1~6/18 ② 6/19~7/9 ③ 7/10~7/31</p> </div>	<p><b>移行期間について</b></p> <p>令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期間…5月26日から7月31日までの約2か月間</li> <li>・段階的緩和…地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度必要であるため、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限について、目安として①6月1日、②6月19日、③7月10日からそれぞれ段階的に緩和することとする。</li> </ul> <p>ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られるなどの場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことがある。</p>
<p><b>1 外出について(県民向け)</b></p> <p>○ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10 のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知する。</p> <p>○ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県への移動は避けるよう依頼。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼する。</p> <p>○ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかける。</p> <p>※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載</p>	<p><b>1 外出の自粛要請等</b></p> <p>① 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者へ周知を行うこと。</p> <p>② 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5 月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。 その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。</p> <p>③ また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし(①の段階からが想定される)、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること(②の段階からが想定される)。</p> <p>④ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。 その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、(1)業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種(※カラオケ、スポーツジム等)については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。 一方、(2)現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(※接待を伴う飲食業、ライブハウス等)については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ(※6/18までにガイドラインを策定予定)、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。</p> <p>⑤ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。</p>	<p><b>1 外出について</b></p> <p>① 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10 のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知する。</p> <p>② 5月31日までは、不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるよう依頼する。また、その他の府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼する。 ①6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するよう依頼する。</p> <p>③ 観光事業者には、①6月18日までは、県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組みよう依頼する。 ◆段階的な緩和措置については表を作成。</p> <p>④ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかける。</p> <p>※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載</p>

【これまでの本県の対策】

【基本的対処方針(5/25)】

【5月26日以降の本県の対策】

<p><b>2 職場における取組について(事業者向け)</b></p> <p>○事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。</p> <p>※感染防止のための取組例(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を記載</p>	<p><b>2 職場における感染防止対策等に係る取組の要請</b></p> <p>① 事業者に対して、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。</p>	<p><b>2 職場における取組について</b></p> <p>① 事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。</p> <p>※感染防止のための取組例(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を記載</p>																		
<p><b>3 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)</b></p> <p>○全国かつ大規模な催物等(※)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請する。</p> <p>※大規模な催物等に当たらない場合の目安 屋内…100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数のもの 屋外…200人以下、かつ人との距離を十分に確保できるもの</p> <p>○上記以外の全ての催物(イベント等)について、感染防止対策の徹底を要請する。</p> <p>※感染防止対策の取組例(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う)を記載</p> <p>○接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。</p>	<p><b>3 催物(イベント等)開催の自粛要請</b></p> <p>① 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件(人数上限)を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。</p> <p>また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。</p> <p>② なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(スポーツの試合等)については、段階的な緩和を図っていく中で②の段階が想定される、まずは無観客での開催を求めること。</p> <p>③ 上記の移行期間において、各段階の<u>一定規模(※下記)</u>以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。</p> <table border="1" data-bbox="824 858 1451 938"> <tr> <td>①</td> <td>5/26～6/18</td> <td>屋内</td> <td>100人以下(定員の半分以下)</td> <td>屋外</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>6/19～7/9</td> <td>〃</td> <td>1,000人以下(〃)</td> <td>〃</td> <td>1,000人以下</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>7/10～7/31</td> <td>〃</td> <td>5,000人以下(〃)</td> <td>〃</td> <td>5,000人以下</td> </tr> </table> <p>④ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。</p> <p>⑤ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。</p>	①	5/26～6/18	屋内	100人以下(定員の半分以下)	屋外	200人以下	②	6/19～7/9	〃	1,000人以下(〃)	〃	1,000人以下	③	7/10～7/31	〃	5,000人以下(〃)	〃	5,000人以下	<p><b>3 催物(イベント等)開催について</b></p> <p>① 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられるよう要請する。</p> <p>② 各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</p> <p>◆段階的な緩和措置(各段階における規模の目安)については表を作成。</p> <p>③ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による感染防止のための行動要請等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)、接触確認アプリの活用等について、主催者に依頼する。</p> <p>※感染防止策の取組例 …人と人との間隔はできるだけ確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う等</p>
①	5/26～6/18	屋内	100人以下(定員の半分以下)	屋外	200人以下															
②	6/19～7/9	〃	1,000人以下(〃)	〃	1,000人以下															
③	7/10～7/31	〃	5,000人以下(〃)	〃	5,000人以下															

【これまでの本県の対策】

4 施設における取組について(施設管理者向け)

○ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼する。

(必要な協力の具体例)

・「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考にした対応を依頼。

○ 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。

○ 接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。

※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載

【基本的対処方針(5/25)】

4 施設における感染防止対策の徹底の要請

① これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応すること。

【「外出の自粛等」における「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱い】

これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、(1)業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種(※カラオケ、スポーツジム等)については、ガイドラインの徹底等を前提として、**①**の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、(2)現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(※接待を伴う飲食業、ライブハウス等)については、**①**の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ(※6/18までにガイドラインを策定予定)、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保され则认为される場合には、**②**の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

② 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

【5月26日以降の本県の対策】

4 施設における取組について

① これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼する。

(必要な協力の具体例)

・「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考にした対応を依頼。

② 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼。

③ 施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)や、接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載

# 宮城県における新型コロナウイルス感染症対策 (5月26日以降) について



## 移行期間について

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとします。

### 移行期間

5月26日から7月31日までの約2か月間

### 段階的緩和

地域の感染状況や感染拡大リスク等について確認するための期間として3週間程度必要であるため、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限について、目安として6月1日、6月19日、7月10日からそれぞれ段階的に緩和することとします。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られるなどの場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことがあります。

# 外出について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月26日から7月31日まで

感染拡大を予防する「**新しい生活様式**」の実践・定着をお願いします。

これまで**クラスターが発生しているような施設**や、「**三つの密**」のある場へ行く場合には、**施設管理者が実施する感染予防策の確認**等をした上で、**感染防止等を徹底**するなど特に注意して下さい。

**県をまたぐ移動**や**県外からの観光客の呼び込み**については、「**外出についての段階的緩和の目安**」のとおり、**段階的な移動等の対応**をお願いします。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」については、「10のポイント」（別紙1）や「新しい生活様式の実践例」（別紙2）を参考として、実践・定着をお願いします。
- 5月31日までは、不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるようお願いします。また、その他の府県についてもなるべく移動を控えるようお願いします。
- 6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するようお願いします。
- 観光事業者においては、6月18日までは、県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組むようお願いします。

（これまでクラスターが発生した施設例）

スポーツジム・スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店

## 外出についての段階的緩和の目安

時期	外出自粛等	
	県をまたぐ移動等	県外からの観光客の呼び込み
<b>【移行期間】</b> <b>ステップ①</b> <b>5月26日～</b>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるようお願いします。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるようお願いします。</p>	<p style="text-align: center;">△</p>
<b>ステップ①</b> <b>6月1日～</b>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するようお願いします。</p>	<p>県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組むようお願いします。 観光地において人と人との間隔を確保するようお願いします。</p>
<b>ステップ②</b> <b>6月19日～</b> ※ステップ①から約3週間後	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
<b>ステップ③</b> <b>7月10日～</b> ※ステップ②から約3週間後		

# 職場における取組について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月26日から7月31日まで

事業者に対して、**職場における感染防止対策**等の取組推進するとともに、業種ごとに策定される**感染拡大予防ガイドライン**等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。

- 事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力をお願いしますとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう協力をお願いします。

（感染防止のための取組例）

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

# 催物（イベント等）開催について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月26日から7月31日まで

「新しい生活様式」や業種ごとに策定される**ガイドライン**に基づき、**適切な感染防止策**をお願いします。

各段階の一定規模（「イベント開催制限の段階的緩和の目安」参照）以上の催物等の開催については、**リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期**するよう、主催者に慎重な対応をお願いします。

催物等の開催にあたっては、その**規模に関わらず**、「三つの密」が発生しない席配置や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」等、**基本的な感染防止策**（※）が講じられるよう、主催者に対して強くお願いします。

また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）、接触確認アプリの活用等をお願いします。

一定規模以上の催物等については、「**イベント開催制限の段階的緩和の目安**」のとおり、段階的な開催等の対応をお願いします。

## ※感染防止策の取組例

…人と人との間隔を十分確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う、催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に対する主催者による感染防止のための要請等、など

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

時期		収容率	人数上限
<b>【移行期間】</b> <b>ステップ①</b> <b>5月26日～</b> <small>※ステップ①含む</small>	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
<b>ステップ②</b> <b>6月19日～</b> <small>※ステップ①から約3週間後</small>	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔	1,000人
<b>ステップ③</b> <b>7月10日～</b> <small>※ステップ②から約3週間後</small>	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔	5,000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
<b>【移行期間】</b> <b>ステップ①</b> <b>5月26日～</b> <small>※ステップ①含む</small>	○ <b>【100人又は50%<sup>(注)</sup></b> <b>(屋外200人)】</b> <small>* 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意</small>	○ <b>【100人又は50%】</b> <small>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応</small>	×		△ <b>【100人又は50% (屋外200人)】</b> <small>* 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可</small>
<b>ステップ②</b> <b>6月19日～</b> <small>※ステップ①から約3週間後</small>	○ <b>【1,000人又は50%】</b> <small>* 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意</small>	○ <b>【1,000人又は50%】</b> <small>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応</small>	○ <b>【無観客】</b> <sup>(ネット中継等)</sup> <small>* 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等への感染防止のための要請</small>	×	○
<b>ステップ③</b> <b>7月10日～</b> <small>※ステップ②から3週間後</small>	○ <b>【5,000人又は50%】</b> <small>* 密閉空間で大声を発するもの等は厳格なガイドラインによる対応</small>	○ <b>【5,000人又は50%】</b> <small>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応</small>	○ <b>【5,000人又は50%】</b> <small>* 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等への感染防止のための要請</small>		<small>* 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可</small>

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

# 施設における取組について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月26日から7月31日まで

これまで**クラスターが発生しているような施設**や、「**三つの密**」のある**施設**については、**施設管理者に対して必要な協力をお願いします。**

全ての事業者等において、業種ごとに策定される**感染拡大予防ガイドライン**等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。

また、施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)、接触確認アプリの活用等をお願いします。

(必要な協力のお願いについて)

「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」(別紙3)等を参考にした対応をお願いします。

(これまでクラスターが発生した施設例)

スポーツジム・スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店



## 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましよう。

<p><b>1</b> ビデオ通話で <b>オンライン帰省</b></p> 	<p><b>2</b> スーパーは1人 または<b>少人数で</b> すいている時間に</p> 	<p><b>3</b> ジョギングは <b>少人数で</b> 公園は<b>すいた時間、</b> <b>場所を選ぶ</b></p> 
<p><b>4</b> 待てる買い物は <b>通販</b>で</p> 	<p><b>5</b> 飲み会は <b>オンライン</b>で</p> 	<p><b>6</b> 診療は<b>遠隔診療</b> 定期受診は間隔を調整</p> 
<p><b>7</b> 筋トレやヨガは <b>自宅で動画を活用</b></p> 	<p><b>8</b> 飲食は <b>持ち帰り、</b> <b>宅配も</b></p> 	<p><b>9</b> 仕事は<b>在宅勤務</b> 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 
<p><b>10</b> 会話は <b>マスク</b>をつけて</p> 	<p><b>3つの密を</b> <b>避けましよう</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 換気の悪い<b>密閉空間</b></li><li>2. 多数が集まる<b>密集場所</b></li><li>3. 間近で会話や発声をする<b>密接場面</b></li></ol>	
		<p><b>手洗い・</b> <b>咳エチケット・</b> <b>換気や、健康管理</b> も、同様に重要です。</p>

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けん**で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重篤化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ために**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて着早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えるために
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフイスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫 (例)

内閣官房新型コロナウイルス感染症  
対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気 (窓開け、扇風機)						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒 (ディスプレイの利用も)、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

## みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）について

### 1 概要及び目的

本県では、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するとともに、経済活動を回復させていくことが重要な課題となっている。

そのため、過去にクラスターが発生した業種の店舗等が独自に取り組む「店舗の信頼確保」、「利用者への安全安心の提供」、「店舗における感染拡大防止」等の対策を支援するため、感染者が認められた場合、利用者に対し、迅速に感染情報を伝達するアプリを提供することとしたもの。

### 2 取組のスキーム

#### (1) 店舗登録

- ・店舗は県ホームページの電子申請システムから登録申請する。

(参考) みやぎお知らせコロナアプリ（M I C A）店舗登録申請

○パソコン用 URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi/uketsuke/dform.do?id=1590029290478>

○スマートフォン用 URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi/uketsuke/sform.do?id=1590029290478>



- ・県は登録完了後、アプリのQRコードが記載された利用者向けのお知らせをメールに添付し送付する。

#### (2) 利用者メールアドレスの登録

- ・店舗は利用者向けのお知らせを印刷し、店舗入口等に掲示する。
- ・利用者はスマートフォンでQRコードを読み取りし、フォームにメールアドレスを入力し登録する。

#### (3) 感染情報の発信

- ・県は利用した店舗において感染者が認められた場合、登録された利用者のメールアドレスに迅速に感染情報をお知らせする。

### 3 対象施設 過去において全国的にクラスターが発生した業種の店舗等を想定

### 4 運用開始時期 令和2年5月25日(月)から

# みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の活用について ⇒ 店舗における感染拡大防止の取組に活用が可能

## ○アプリの使い方(主な事例紹介)

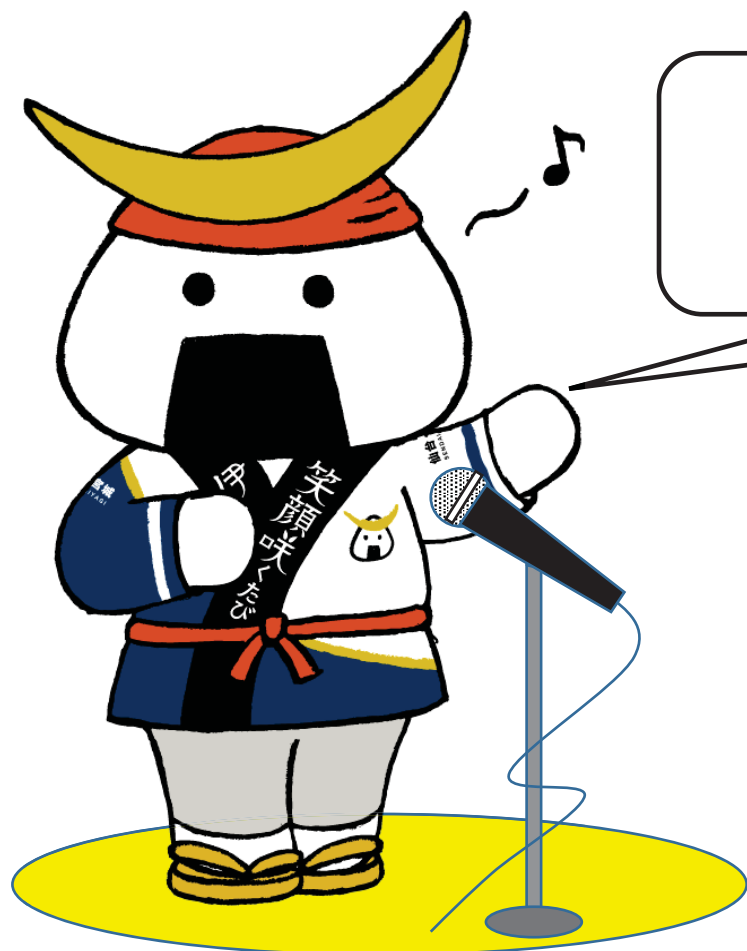
※対象施設:過去にクラスターが発生した業種の店舗等を想定(アプリ利用は店舗の任意)

・店舗が店舗入口等で利用者に働きかけするなどして、利用者に任意でアプリのQRコードを読み取りしてもらい、電子申請システムにメールアドレスを登録することが可能。

・利用者がメールアドレスの登録申請を行うと、画面に「申請完了」の表示がされる。店舗は「申請完了」画面を確認して入場してもらうなど、感染拡大防止の取組にアプリを活用することができる。



# みやぎお知らせコロナアプリ（MICA） 運用開始（5月25日（月）から）



利用者の方は、メールアドレス  
を登録してね！



※ このQRコードはサンプルです。

令和2年5月26日  
経済商工観光部

## 緊急事態宣言相談ダイヤルの廃止について

### 1 廃止する理由

県では、緊急事態宣言の発令に伴い令和2年4月18日に緊急事態宣言相談ダイヤル（以下、「相談ダイヤル」という。）を設置し、これまで外出自粛・休業等の要請や協力金など様々な相談に対応してきた。

ピーク時には1日で1,000件を超える相談が寄せられ、休業要請期間後の5月7日以降も一定の相談があったためこれまで継続して設置してきたが、現在は1日で60件程度まで減少し、また緊急事態宣言が全国的に解除されたことから、令和2年5月29日をもって相談ダイヤルを廃止するもの。

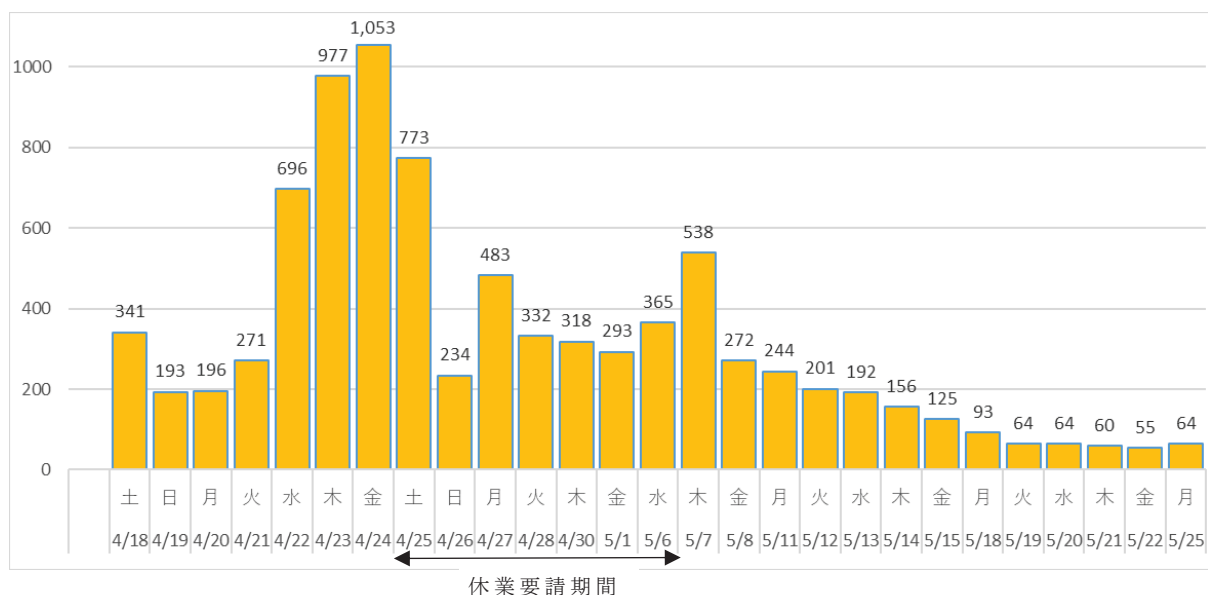
### 2 今後の対応

相談内容ごとに担当課室の連絡先をホームページに掲載し、対応する予定。

### 3 参考（相談ダイヤルの概要）

名称	宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル（4月18日開設）	
電話番号	022-211-3332	
会場	1802会議室	
体制等	5月26日現在10回線（当初15回線，最大30回線）	
開設日時・時間等	4月18日（土）～26日（日）	9～18時（土日含む）
	4月27日（月）以降	9～18時（平日のみ）
	5月6日（水・祝）	休日開設 9～18時

#### ◆相談件数の推移



## 県主催イベント・会議等の考え方について

※下線部は5/15からの変更箇所

令和 2 年 5 月 2 6 日

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の県内累積新規感染者数は4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日以降、新規発生はなく、5月14日には本県の緊急事態措置は解除となった。

また、5月25日の政府対策本部会議において、全国の緊急事態宣言が解除されたことから、国の基本的対処方針や国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等も踏まえ、県主催のイベントや会議等の考え方について、当面の間、以下の方針で段階的に対応することとする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

### 1 県主催のイベントについて（式典、講演会、研修会等）

#### 【基本的な考え方】

時期※ <sup>1</sup>		収容率※ <sup>2</sup>	人数上限※ <sup>2</sup>	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
5月15日から	屋内	50%以内	原則 100人	原則中止又は延期
6月18日まで	屋外	十分な間隔	原則 200人	
6月19日から	屋内	50%以内	原則1000人	
7月9日まで	屋外	十分な間隔	原則1000人	
7月10日から	屋内	50%以内	原則5000人	
7月31日まで	屋外	十分な間隔	原則5000人	

※1…概ね3週間での段階的緩和を想定

※2…収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

全てのイベントについて、感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

#### 【開催する場合の留意事項】

- ・ 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ・ 人と人との間隔をできるだけ確保する
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・



出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する

- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・ 手洗いの徹底
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 入場者の制限や誘導
- ・ 国で導入を検討している接触確認アプリを適宜活用する

## 2 県主催の会議（審議会、説明会等）について

- ・ 実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

## 3 職員の出張について

- ・ 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。  
（例）打合せについて、可能なものは電話やメールで対応  
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・ 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ・ 感染拡大傾向のある地域への出張は避けること。
- ・ 6月中旬までは、一部首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道への出張は、慎重に対応すること。